諮　問　事　項

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号。ただし、同法附則第１条ただし書第２号から第４号までに掲げる規定に限る。）の施行に伴う民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について